

令和2年度 下水道技術海外実証事業 公募要領

1. 趣旨・目的

下水道を含む世界の水市場は拡大を続けており、現地ニーズに適う我が国の優れた技術・ノウハウを最大限に活かした下水道技術の海外展開を推進し、我が国の経済成長や下水道事業の持続的な発展に繋げることが重要である。

具体的には、経済成長著しい東南アジアなどの途上国では、新たな下水道整備など汚水処理の促進が大きな課題であり、我が国と同等のスペックは必ずしも必要としないが、安価で短工期・維持管理が容易な技術に対するニーズが考えられる。一方、欧米等の先進国では、老朽化した下水道施設の維持管理・更新や資源循環等の課題解決に資する技術へのニーズが見込まれる。このような海外諸国が抱える課題に対し、我が国が蓄積した技術と経験を基に、現地のニーズに適った提案を行うことにより、世界の課題解決に資するものと考えられる。また、これらの技術は、人口減少や少子高齢化が進展する我が国の下水道事業にとっても有用なものとなり得る。

そのため、下水道技術海外実証事業（以下、「実証事業」という。）では、我が国の下水道技術を海外で実証し、その有効性等を確認するとともに、当該技術の普及活動を通じて理解醸成を図り、海外における我が国下水道技術の普及を促進することを目的とする。

2. 用語の定義

- (1) 実証事業：下水道技術海外実証事業による契約の範囲内で実施する事業
- (2) 実証試験：提案技術を実証するために事業者が現地において下水や汚泥、既存施設などを用いて実施する試験（ラボスケールは除く）
- (3) 普及活動：実証する技術を現地で普及させるために実施する活動
- (4) 自主活動：事業者の責任のもと、事業者負担で実施する実証試験・普及活動
自主活動の期間は、国土交通省との契約終了後、少なくとも1年とする

3. 実証事業の内容

- (1) 実証試験
実証に必要な項目を抽出した上で、実証試験（モニタリング含む）を実施
実証試験結果の整理・評価
- (2) 普及方策の検討・普及活動
実証技術の普及方策の検討や実証事業期間内に実施可能な普及活動の実施
普及活動の例）セミナー・市民啓発・現場見学会・商談会の開催、模型展示、
人材育成、現地政府へのセールス活動など
- (3) 報告書の作成
実証試験や普及方策、普及活動の成果をとりまとめた報告書の作成

4. 実証事業の要件

- (1) 対象技術
現地の課題・ニーズに適合した技術であること。および、我が国企業が開発に関与し

た技術であって、国内において実績のある下水道施設を構成する技術、または現地条件に適合させるため当該技術を改変させたものを含むこと。ここで、下水道は下水道法第二条で定める範囲とする。

(2) 事前調整

現地政府等から実証試験の実施に関する了解を得ていること。

(3) ODA案件との関連の有無

我が国の無償資金協力又は有償資金協力における案件形成段階（FS調査など）から当該案件が終了するまでの期間、当該案件に直接関係する実証試験を同都市内で行う提案ではないこと。

5. 応募者の要件

応募者は以下の要件を満たす民間企業等とする。

(1) 以下のAまたはBであること。

A 我が国に本社をおいている法人。

B Aを代表者とする、地方公共団体・日本下水道事業団・その他法人との共同事業者からなるコンソーシアム。但し、コンソーシアム構成団体は、法人として登記している団体に限る。

例) A+地方公共団体、A+日本下水道事業団、A+その他法人など

(2) (1) Aの法人が、以下の資格等を有すること。

1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

3) 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成26年3月19日国地契第97号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

6. 選定方法

国土交通省が別に定める第三者委員会による審査を通じ、実証事業の対象技術として相応しいものを選定する。

第三者委員会の審査では、次の視点から総合的に判断する。なお、第三者委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問い合わせには応じない。

①実 現 性：実証試験に関する事前の調査や調整はどのようになっているか
(課題・ニーズの把握、実証試験用地の候補選定など)

工程や実施体制は適切か

②有 効 性：現地の課題解決に資する技術か

③普及可能性：実証する技術のビジネス戦略は適切か

(ビジネス戦略、事業効果、自主活動の内容など)

7. 業務請負契約等

(1) 契約方法

第三者委員会における審査結果を踏まえ、国土交通省と事業者が請負契約を締結する。請負契約の締結にあたっては、契約前に実施内容と必要経費（国費分）を記載した実施計画書を提出すること。

(2) 契約金額

40,000千円の範囲内

契約金額は、第三者委員会の審査後に国土交通省と事業者による協議を経て確定するため、審査時の事業費と必ずしも一致するものではない。また、実証事業の実効性を高める観点から、契約金額の他に、事業者の負担による費用を上乗せすることは妨げない。

(3) 対象経費

項 目		内 容
人	件 費	本事業実施のために必要な人件費に限り計上すること。 ※交付金等により国から給与が支給されている国立大学法人等の職員を除きます。
諸	謝 金	実証事業に直接協力する者に対する報酬及び謝金で、時間数、人数及び回数に計上すること。
旅 費	交 通 費	現地調査等や関係機関との調整のために要する外国旅費（ビザ代等含む）、国内の関係者が事業調整を行う際の国内旅費に限り計上すること。日当・宿泊費など「国家公務員等の旅費に関する法律」に明文化しているもの以外は、渡航費等は見積書を添付すること。
庁 費	消 耗 品 費	備品費に計上した以外の物品を文具、材料、機器等に区分して計上すること。
	借 料 及 び 損 料	借り上げ機器及び海外での借上車毎に、使用数量、使用日数等に応じて積み上げ計上すること。
	印 刷 製 本 費	成果品となる報告書および資料等毎に積み上げ計上すること。
	光 熱 水 料	電気料、ガス料及び水道料毎に積み上げ計上すること。
	会 議 費	会場借上げ等の使用回数、使用時間に応じて積み上げ計上すること。
	委 託 費	本事業に必要な調査、試験、実験、製作、機器輸送費、翻訳業務、通訳業務、その他の役務等を専門業者に再委託する場合は、全体の3分の1以内の範囲で、委託項目毎に積み上げ計上すること。 また、別紙に内訳書（専門業者の見積書）を添付すること。
諸	経 費	上記項目から委託費を除いた合計額の10%以下の費用であって、その他事業の実施のために必要な費用
消 費 税 相 当 額		小計の8%

8. 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月12日（金）とする。

9. 留意事項

(1) 現地政府等との調整

実証試験に伴う用地の確保、関係機関との調整（事業実施に伴う必要手続きを含む）及び地域住民との調整については、事業者が行うこと。

(2) 第三者委員会への報告

実証事業終了後、第三者委員会に実証試験の取組概要や成果、普及方策の検討内容、普及活動の実施内容を報告すること。

(3) 実証試験機器等の存置

実証試験機器等の存置にあたっては、事業者が現地関係者の承諾を得て、事業者または現地関係者の責任のもとで管理すること。

(4) 自主活動

事業者は、実証事業で策定する普及方策に基づき、自主活動として事業者の責任で実証試験や普及活動に取り組むことができる。

(5) 試験施設の撤去

実証試験終了後、事業者の責任で試験施設の撤去・用地の原型復旧を行うこと。

(6) 過去に不採択案件となった技術の再提案

過去に実証事業に応募し不採択となった技術についても再提案することができるが、前回の提案内容から変更した事項を事業計画書に記載すること。

(7) 他国製品の取扱い

我が国技術の優位性を確認するために他国製品との比較を行う場合、他国製品の購入・実証については国費対象外とする。

10. スケジュール

令和2年	1月16日(木)	公示
	2月28日(金)	質問受付終了
		質問回答については、5日間(休日を含まない)以内に回答するとともに期間内に受けた質問を取りまとめたものをホームページにて公表する。
	3月16日(月)	申請書受付開始
	3月27日(金)	申請書類締め切り
	4月中旬(予定)	第三者委員会による審査
	5月(予定)	請負契約締結
令和3年	3月12日(金)	事業終了
	3月中旬(予定)	第三者委員会への報告

11. 応募方法

- (1) 提出書類
- ①事業計画書 ※表紙を除き8枚以内でまとめること
 - ②事業計画書(概要版) microsoft powerpoint 数枚程度
 - ③事前調整が完了している旨の裏付け資料(メール・レターなど)
 - ④共同企業体協定書 ※複数企業でコンソーシアムを形成して提案する場合
 - ⑤その他、事業計画書の記載事項を裏付ける資料(任意)

※提出資料は、office 2007で読み込み及び編集可能なソフトとすること。

※事業計画書は、第三者委員会の審査用として、応募者が特定できないように固有名詞等を全て削除(黒塗り)したのもも別途作成し提出すること。黒塗りは、固有名詞や商標登録・特許を取得している技術を対象とし、イニシャルなどで特定できないよう

にすること。

※事業計画書の作成にあたっては、『下水道技術海外実証事業の評価項目及び配点』を参考にすること。

- (2) 提出期限 令和2年3月27日(金) 17:00 郵送の場合、当日の消印有効
- (3) 提出方法 提出書類一式(書類・電子ファイル(CD保存))を持参・郵送
- (4) 提出先 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課
TEL: 03-5253-8111 (内線 34142、34137)
E-mail: hisaoka-n26d@mlit.go.jp、nakanishi-k2zr@mlit.go.jp

(5) 公募に関する質問

質問は、書面(書式自由、A4判)により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。(電送又は電子メールの場合には電話にて着信を確認すること。)

なお、書面には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記すること。

質問に対する回答は、質問を受理した日から5日間(休日を含まない)以内に電子メールにより行う。

受付期間: 公募開始から令和2年2月28日(金) 18時まで

受付窓口: 上記提出先と同じ

1. 現地概要

下水道分野 の課題	下水道の普及状況、下水道関連の課題（技術力、組織、法制度、予算、水環境など）について記載すること
ビジネス 戦略	実証試験の技術に関する現地マーケット（市場規模・導入が予想される時期）を踏まえ、対象都市・国を対象としたビジネス戦略について記載すること
応募者の 活動実績	実証試験実施に関する現地下水道関係機関との協議経過などについて記載すること併せて、協議経過が分かるレターやメールなどを添付すること

2. 技術内容

技術の概要	提案技術の概要のほか、特徴（コスト・省エネなど）、国内外での導入実績、現地課題への適合性などのセールスポイントについても記載すること。 ※導入実績がある場合は、国・都市まで記入すること。
-------	--

3. 事業内容

実証試験	実証試験の目標や取組内容、試験時の安全対策、実証試験データの収集方法、試験の評価方法、期待する効果などについて記載すること
普及活動	本年度実施予定の普及活動について体制や実施内容を記載すること 次年度以降実施予定の普及活動の検討項目について記載すること
その他	その他自主活動として取り組む予定のものがあれば記載すること (第三者委員会への報告後のフォローアップ体制など)
過去の提案内容との相違	過去に下水道技術海外実証事業に応募した技術と同様のものを提案する場合、前回から変更になった点を記載すること。

4. 事業実施体制

<本業務に従事する主たる担当者>

氏名		生年月日	
所属・役職		経験年数（うち類似業務従事年数）	
		年（ 年）	
専門分野			
所有資格			
経歴（職歴／学位）			
主な業務実績（現在実施中の業務含む）			
業務名	業務内容	履行期間	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	

※業務実績の欄は契約金額が500万円以上のもの及び担当者の経常的業務を対象とする

<代表事業者、その他法人及び各担当者の業務>

法人名	実証事業の他、現地展開の際に想定される担当業務	部署／役職	氏名	類似業務実績（事業名を記載）
代表事業者				
その他法人				
その他法人				

※大学を記載する場合は、対象者が所属する学部まで記載すること。

5. 工程

活動内容	年月	2020 年度				2021 年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3

※2022 年度以降も自主活動を予定している場合は、欄を増やして記入すること

6. 事業費

		事業費	積算内訳
人	件	費	
諸	謝	金	
旅	費	交	通
庁	費	消	耗
		品	費
		借	料
		及	び
		損	料
		印	刷
製	本		
費			
光	熱	水	料
会	議	費	
委	託	費	
諸	経	費	
小		計	
消	費	税	相
当	額		
合		計	

※国費充当分のみ計上すること